

地方交付税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	76	74	68	1
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）				
三 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）（第三条関係）				
四 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）（附則第五条関係）				

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう国が交付する税をいう。

二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。

三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十二条の規定により算定した額をいう。

四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。

五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。

現行

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう国が交付する税をいう。

二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。

三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十二条の規定により算定した額をいう。

四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。

五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。

六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が

合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乘すべきものをいう。

（交付税の総額）

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額の百分の二十二・三並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。
2 每年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の二十二・三並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において

合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乘すべきものをいう。

（交付税の総額）

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十二・三、たばこ税の収入額の百分の二十五並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。
2 每年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十二・三、たばこ税の収入見込額の百分の二十五並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において

〔個別算定経費〕という。)の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

地方團體の種類	経費の種類	測定単位
道府県	一・二 略	
	三 教育費	
	1～4 略	
	5 その他の教 育費	人口
四 厚生労働費	私立の学校の児童、児童及び生徒の数	
1 略		
2 社会福祉費		
3～5 略		
五～七 略		
八 補正予算債償 還費	人口	
昭和五十九年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金		
平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十六年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金		

「個別算定経費」という。)の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県	類 体の種 地方団	経費の種類		測　定　単　位
		一・二　略	三　教育費	
八　補正予算債償還費	5　その他の教 育費	1　略	1　略	
五　略	四　厚生労働費	2　社会福祉費	2　社会福祉費	
三　略	人口	1　略	1　略	
八　補正予算債償還金	人口	五　略	三　略	
平成十六年度から平成二十五年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金	私立の学校の児童、児童及び生徒の数	昭和五十八年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金	平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十五年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金	

市町村		災全国緊急防災 施策等債償還費	
		の各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等に要する費用に充てるため發行について同意又は許可を得た地方債の	
一・二 略	三 教育費	一・二 略	額
4 その他の教 育費	4 その他の教 育費	人口	
1 略	1 略	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小 学校就学前子どもの数	
2 社会福祉費	2 社会福祉費	人口	
3 ～ 5 略	3 ～ 5 略		
五～八 略	九 準正予算債償 還費		
昭和五十九年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利債還金	昭和五十九年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利債還金		
平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十六年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行について同	平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十五年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行について同		

市町村		災全国緊急防災 施策等債償還費	
		の各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等に要する費用に充てるため發行について同意又は許可を得た地方債の	
一・二 略	三 教育費	一・二 略	額
4 その他の教 育費	4 その他の教 育費	人口	
1 略	1 略	幼稚園の児童 数	
2 社会福祉費	2 社会福祉費	人口	
3 ～ 5 略	3 ～ 5 略		
五～八 略	九 準正予算債償 還費		
昭和五十八年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利債還金	昭和五十八年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利債還金		
平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十六年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行について同	平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十五年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行について同		

十 地方税減収補 填債償還費	十一 臨時財政特 例債償還費	十二 財源対策債 償還費	十三 略	十四 略	十五 臨時財政対 策債償還費	十六 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費							
意又は許可を得た地方債の額	地方税の減収補填のため平成六年度から 平成二十六年度までの各年度において特 別に発行について同意又は許可を得た地 方債の額	平成六年度から平成二十六年度までの各 年度の財源対策のため当該各年度におい て発行について同意又は許可を得た地方 債の額	債の額	債の額	臨時財政対策のため平成十三年度から平 成二十六年度までの各年度において特別 に起こすことができる」ととされた地方 債の額	平成二十三年度から平成二十六年度まで の各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等を要する費用に充てるため平 成二十三年度から平成二十六年度まで							

行について同意又は許可を得た地方債の

額

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎		表示 単位
	一 人口	二 ～十七 略	
十八 中学 校の生徒 数	官報で公示された最近の国勢調査の結果による 当該地方団体の人口	一 人口	人
十九 中学 校の学級 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第二十号において同じ。）に在学する学齢生徒の数	二 ～十七 略	人

行について同意又は許可を得た地方債の

額

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎		表示 単位
	一 人口	二 ～十七 略	
十八 中学 校の生徒 数	官報で公示された最近の国勢調査の結果による 当該地方団体の人口	一 人口	人
十九 中学 校の学級 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第十九号において同じ。）に在学する学齢生徒の数	二 ～十七 略	人

十五 略

二十六 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	二十七 幼稚園及び保育園の認定による小学校就学前子ども園の数	二十八～三十九略	四十 災害復旧事業費の財源について発行	二十六 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数
(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項の確認を受けたものを除く。）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立幼稚園及び保育園の認定による小学校就学前子ども園に在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の数	中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立幼稚園及び保育園に在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の数	人	人	人

千円

十五 略

二十六 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	二十七 幼稚園の幼稚園の児童の数	二十八～三十九略	四十 災害復旧事業費の財源について発行	二十六 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数
(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指	中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立幼稚園に在学する幼児 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立幼稚園に在学する幼児	人	人	人

千円

同意又は

許可を得

た地方債

に係る元

利償還金

定するものを除く。) の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債 (平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。) の当該年度における元利償還金 (6)に掲げるものを除く。)

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、

地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債 (平成二十三年度から平成二十六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債 (平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債 (平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。) の当該年度における元利償還金

同意又は

許可を得

た地方債

に係る元

利償還金

定するものを除く。) の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債 (平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。) の当該年度における元利償還金 (6)に掲げるものを除く。)

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、

地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債 (平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債 (平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債 (平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。) の当該年度における元利償還金

業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する

業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する

地方債の当該年度における元利償還金

四十一 略	四十二 昭和五十九年度から平成十年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金
千円	千円

地方債の当該年度における元利償還金

四十一 略	四十二 昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金
千円	千円

度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十六年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金 又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予 算により追加された歳出又は国の公共事業等予 備費の使用に係るものうち総務大臣が指定す るもの額
四十四 地 方税の減 収補填の ため平成 六年度か	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成六年度から平成十 四年度までの各年度において特別に発行を許可 された地方債の額の百分の八十に相当する額及

千円

千
田

ら平成二十六年度	び平成十五年度から平成二十六年度までの各年
度において特別に発行について同意又は許可を	度において特別に発行について同意又は許可を
までの各	までの各
年度にお	年度にお
いて特別	いて特別
に発行に	に発行に
市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人	市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人
税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百	税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百
二十六号）第七十一条の二十六の規定により市	二十六号）第七十一条の二十六の規定により市
町村に対し交付するものとされる利子割に係る	町村に対し交付するものとされる利子割に係る
交付金（以下「利子割交付金」という。）の減	交付金（以下「利子割交付金」という。）の減
収補填のため平成六年度から平成二十六年度ま	収補填のため平成五年度から平成二十五年度ま
での各年度において特別に発行について同意又	での各年度において特別に発行について同意又
は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当	は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当
する額	する額

ら平成二十五年度	び平成十五年度から平成二十五年度までの各年
度において特別に発行について同意又は許可を	度において特別に発行について同意又は許可を
までの各	までの各
年度にお	年度にお
いて特別	いて特別
に発行に	に発行に
市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人	市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人
税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百	税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百
二十六号）第七十一条の二十六の規定により市	二十六号）第七十一条の二十六の規定により市
町村に対し交付するものとされる利子割に係る	町村に対し交付するものとされる利子割に係る
交付金（以下「利子割交付金」という。）の減	交付金（以下「利子割交付金」という。）の減
収補填のため平成五年度から平成二十五年度ま	収補填のため平成五年度から平成二十五年度ま
での各年度において特別に発行について同意又	での各年度において特別に発行について同意又
は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当	は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当
する額	する額

千円

財源対策のため当	四十五 臨時財政特例対策のため平成六年度から平成二十六年までの各年度の財源対策	額	千円	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第三十七号）による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成十二年度までの各年度における国での各年度において特別に発行を許可された地方債の額
				、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成六年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

財源対策のため当	四十六 臨時財政特例対策のため平成六年度から平成二十六年までの各年度の財源対策	額	千円	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第三十七号）による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成十二年度までの各年度における国での各年度において特別に発行を許可された地方債の額
				、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成六年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	〔十八〕 略	〔十九〕 臨	〔二十〕 時財政対策のため	〔二十一〕 平成十三年度から	〔二十二〕 平成二十一年度まで	〔二十三〕 平成二十年度までの各年	〔二十四〕 とができることによる改正前の地
(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすこととされた地方債の額	(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一					

千
里

		該各年度において同意又は許可を得た地方債の額			
		五十 時財政対策のため 平成十三 年度から 平成二十 五 五 年 度 ま での各年 度におい て特別に 起こすこ とができ ることと された地	四十九 略	四十八 略	四十七 臨
(1)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができる」ととされた地方債の額				
(2)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができる」ととされた地方債の額				
(3)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすこととされた地方債の額				

千円

方債の額

一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の一第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の一第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の一第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

方債の額

一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額

五十 平	千円	東日本大震災（平成二十三年三月十一日に 発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴 う原子力発電所の事故による灾害をいう。以 下同じ。）からの復興を図ることを目的とし て東日本大震災復興基本法（平成二十三年法 律第七十六号）第二条に定める基本理念に基 づき平成二十三年度から平成二十七年度まで の間において実施する防災及び減災のための かつ、緊急に実施する施策のうち全国的に、 施策に要する費用に充てるため平成二十三年 度から平成二十六年度までの各年度において 発行について同意又は許可を得た地方債で総 務大臣の指定するものの額
方債の額		
を得た地		
を除く。）		
（1）		
（2）		
（3）		
（4）		
（5）		
（6）		
（7）		
（8）		
（9）		
（10）		
（11）		
（12）		
（13）		
（14）		
（15）		
（16）		
（17）		
（18）		
（19）		
（20）		
（21）		
（22）		
（23）		
（24）		
（25）		
（26）		
（27）		
（28）		
（29）		
（30）		
（31）		
（32）		
（33）		
（34）		
（35）		
（36）		
（37）		
（38）		
（39）		
（40）		
（41）		
（42）		
（43）		
（44）		
（45）		
（46）		
（47）		
（48）		
（49）		
（50）		
（51）		
（52）		
（53）		
（54）		
（55）		
（56）		
（57）		
（58）		
（59）		
（60）		
（61）		
（62）		
（63）		
（64）		
（65）		
（66）		
（67）		
（68）		
（69）		
（70）		
（71）		
（72）		
（73）		
（74）		
（75）		
（76）		
（77）		
（78）		
（79）		
（80）		
（81）		
（82）		
（83）		
（84）		
（85）		
（86）		
（87）		
（88）		
（89）		
（90）		
（91）		
（92）		
（93）		
（94）		
（95）		
（96）		
（97）		
（98）		
（99）		
（100）		

第十三条 略

(測定単位の数値の補正)

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測

第十三条 略

(測定単位の数値の補正)

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測

定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3・4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行ふものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八 補正予算債償 還費	三 七 略	二 土木費 2 河川費 3 4 略	一 略	
昭和五十九年度	河川の延長			
から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を	密度補正及び態容補正			

定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3・4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行ふものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八 補正予算債償 還費	三 七 略	二 土木費 2 河川費 3 4 略	一 略	
昭和五十九年度	河川の延長			
から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を	態容補正			

		許可された地方 債に係る元利償 還金	
		平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十六年度まで	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十五年度まで
		の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
九 地方税減収補 填債償還費	額	種別補正	種別補正
特別に発行につ いて同意又は許 いて同意又は許	十六年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許	年度から平成二 十六年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許	地方税の減収補 填のため平成六 年度から平成二 十六年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許

		許可された地方 債に係る元利償 還金	
		平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十五年度まで	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十六年度まで
		の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
九 地方税減収補 填債償還費	額	種別補正	種別補正
特別に発行につ いて同意又は許 いて同意又は許	十五年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許	年度から平成二 十五年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許	地方税の減収補 填のため平成五 年度から平成二 十五年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許

		可を得た地方債 の額	
十一 財源対策債 償還費		十 臨時財政特 例債償還費	
平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可	額	平成六年度から までの各年度 度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	臨時財政特例対 策のため平成六 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額
種別補正		種別補正	種別補正

		可を得た地方債 の額	
十二 財源対策債 償還費		十 地域財政特 例債償還費	
平成六年度から までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可	額	平成六年度から までの各年度 度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	地域財政特例対 策のため平成五 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額
種別補正		種別補正	種別補正

		を得た地方債の	
十四	十三	十二	
臨時財政対策債償還費		略 略	
十五	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	度から平成二十六年度までの各年度において特別に起こすことができることができるところとされた地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十六年度までの各年度において特別に起こすことができるところとされた地方債の額
	平成二十三年度から平成二十六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方	種別補正	種別補正

		を得た地方債の	
十五	十四	十三	
臨時財政対策債償還費		略 略	
十六	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	度から平成二十五年度までの各年度において特別に起こすことができるところとされた地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十五年度までの各年度において特別に起こすことができるところとされた地方債の額
	平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方	種別補正	種別補正

市町村	一・二 略	三 教育費	1 ～ 3 略	4 その他の教 育費	人口	幼稚園及び幼保 連携型認定こど も園の小学校就 学前子どもの数	段階補正、密度補正及 び態容補正	段階補正、密度補正及 び態容補正	債の額
八 補正予算償償	四 ～ 七 略	還費							
ら平成十四年度か ら平成十一年度か 平成十一年度か ら平成十四年度	種別補正	種別補正	までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	昭和五十九年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	昭和五十九年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	学 前 子 ど の 数	幼稚園及び幼保 連携型認定こど も園の小学校就 学前子どもの数	段階補正、密度補正及 び態容補正	段階補正、密度補正及 び態容補正

市町村	一・二 略	三 教育費	1 ～ 3 略	4 その他の教 育費	人口	幼稚園の児童 数	段階補正、密度補正及 び態容補正	段階補正、密度補正及 び態容補正	債の額
八 補正予算償償	四 ～ 七 略	還費							
ら平成十四年度か ら平成十一年度か 平成十一年度か ら平成十四年度	種別補正	種別補正	までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	昭和五十八年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	昭和五十八年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	数	幼稚園の児童 数	段階補正、密度補正及 び態容補正	段階補正、密度補正及 び態容補正

種 類	年度から平成二 十六年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	地方税の減収補 填のため平成六 年度から平成二 十六年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	九 地方税減収補 填債償還費	六年度から平成 二十六年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
--------	--	--	----------------------	--

十四	十三	十二				十一	臨時財政特例債償還費	
臨時財政対策の	略 略					年度から平成六	臨時財政特例対策のため平成六	
						二年度までの各	二年度までの各	
						年度において特	年度において特	
						別に発行を許可	別に発行を許可	
						された地方債の	された地方債の	
						額	額	
臨時財政対策の	額	額	額	額	額	種別補正	種別補正	種別補正

十五	十四	十三				十一	臨時財政特例債償還費	
臨時財政対策の	略 略					年度から平成五	臨時財政特例対策のため平成五	
						二年度までの各	二年度までの各	
						年度において特	年度において特	
						別に発行を許可	別に発行を許可	
						された地方債の	された地方債の	
						額	額	額
臨時財政対策の	額	額	額	額	額	種別補正	種別補正	種別補正

策債償還費

ため平成十三年
度から平成二十
六年度までの各

年度において特
別に起こすこと
ができることと
された地方債の

十五	東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	額	度から平成二十三 年度までの各
	平成二十三年度 から平成二十六 年度までの各年	度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方	年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の

種別補正

策債償還費

ため平成十三年
度から平成二十
五年度までの各

年度において特
別に起こすこと
ができることと
された地方債の

十六	東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	額	度から平成二十三 年度までの各
	平成二十三年度 から平成二十五 年度までの各年	度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方	年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の

種別補正

2 略
第十四条 略

(基準財政収入額の算定方法)

6
12 略

2 略
第十四条 略

(基準財政収入額の算定方法)

6
12 略

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団 体の種 類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎	
		道府県	市町村
一 略	一〇六 略	二 固定資産税	二 固定資産税
略	略	略	略
略	略	略	略

附則

(平成二十七年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十七年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は

、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に六千七百億円を加算した額

から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震

災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に
関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において
「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別

交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五万六千円を加算した額と

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団 体の種 類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎	
		道府県	市町村
一 略	一〇六 略	二 固定資産税	二 固定資産税
略	略	略	略
略	略	略	略

附則

(平成二十六年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は

、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に九千百億円を加算した額

から第六号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震

災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に
関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において
「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別

交付税に充てるための五千七百四十九億七千七十七万円を加算した額と

する。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）

「第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）

附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年度分の交付税の総額に加算することとされていた額

三千九百二十六億円

（削除）

三 平成二十七年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例計算額

一兆四千五百二十九億三千百七十五万円

四 平成二十七年度における借入金の額に相当する額

三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十六年度における借入金の額に相当する額

三十三兆千百七十五億九千五百四十万八千円

六 平成二十七年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

千六百十四億円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十七年度分の交付税の総額から減額することとされていた額

八百二十七億三千六百五十万円

する。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）

「第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）

附則第四条の二第二項の規定において平成二十六年度分の交付税の総額に加算することとされていた額

五千百十二億円

三 旧法附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年度分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされた額のうち千五百三十六億円

四 平成二十六年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例計算額

二兆六千四百三十八億三千百七十五万円

五 平成二十六年度における借入金の額に相当する額

三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十五年度における借入金の額に相当する額

三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

千七百二十九億円

八 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額

八百二十七億三千六百五十万円

(削除)

2 平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第一項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第三項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた千六百五十八億九千四百九万八千円を減額する。

(平成二十八年度から平成六十二年度までの各年度分の交付税の総額の特

例等)

第四条の二 平成二十八年度から平成六十二年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十八年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額は、

九 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第

十二条第一項の規定により平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部のうち、旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額 千六百三十三億三千九百七十三万五千円平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第三項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた二千三百十七億八千七百四十万円 を減額する。

(平成二十七年度から平成六十二年度までの各年度分の交付税の総額の特

例等)

第四条の二 平成二十七年度から平成六十二年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十七年度から平成四十一年度までの各年度分の交付税の総額は、

前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 領
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	一千六百五十五億円
平成三十五年度	一千二百十六億円
平成三十六年度	五百二十四億円
平成三十七年度	二百八十四億円
平成三十八年度	百三十二億円
平成三十九年度	三十九億円
平成四十一年度	十二億円
平成四十二年度	五億円

(削除)

前項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 領
平成二十七年度	三千九百二十六億円
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十九億円
平成三十四年度	一千六百五十三億円
平成三十五年度	一千二百四十四億円
平成三十六年度	八百三十一億円
平成三十七年度	五百二十一億円
平成三十八年度	二百八十億円
平成三十九年度	百二十八億円
平成四十一年度	三十五億円
平成四十一年度	八億円

3 平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の

年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成十

<p>第四条の三 平成二十八年度において、地方財政の状況 （平成二十七年度及び平成二十八年度において、地方財政の状況）</p>	<p>3 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十八年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては前項の規定による額から千八百十一億千九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を</p>	<p>4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十七年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は平成二十七年度にあつては第二項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億千九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成四十二年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。</p>
<p>平成二十八年度における臨時財政対策のための特例 （平成二十七年度及び平成二十八年度における臨時財政対策のための特例）</p>	<p>4 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。</p>	<p>5 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。</p>

等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で平成二十八年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十九号(1)から(6)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る平成二十八年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五条 略

（地域の元気創造事業費の基準財政需要額への算入）

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た

等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(6)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五条 略

（地域の元気創造事業費の基準財政需要額への算入）

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た

額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域の元気		
市町村	創造事業費	人口	人口
道府県	地域の元気		
市町村	創造事業費	人口	人口
道府県	地域の元気	一人につき 二、五三〇円	一人につき 九五〇円
市町村	創造事業費	人口	人口
道府県	地域の元気	一人につき 二、二七〇円	一人につき 八六〇円
市町村	創造事業費	人口	人口

2 略

額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域の元気		
市町村	創造事業費	人口	人口
道府県	地域の元気		
市町村	創造事業費	人口	人口
道府県	地域の元気	一人につき 二、二七〇円	一人につき 八六〇円
市町村	創造事業費	人口	人口
道府県	地域の元気	一人につき 二、二七〇円	一人につき 八六〇円
市町村	創造事業費	人口	人口

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)

第五条の三 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて

算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体 の種類	経費の種類			測定単位
	道府県	人口減少等	人口	
市町村	人口減少等	人口	一人につき	一人につき
業費	特別対策事	人口	一、七〇〇	円
		一人につき	三、四〇〇	円
(削除)	前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。			
人口	測定単位の数値の算定の基礎			
測定単位	人口	表示単位		
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口			

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十六年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十三条の規定による基準財政需要額は、同条の規定

によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等 のための地 方債利子支 払費	一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律（平成十八年法律第 五十号）第三十八条の規定による 改正前の民法（明治二十九年法律 第八十九号）第三十四条の規定に より設立された法人で災害に係る 復興事業等を行うことを目的とす るものに対する貸付けの財源に充 てるため平成十六年度において發 行を許可された地方債に係る利子 支払額	千円につき 九五〇 円
2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎に より同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところに より算定する。		

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)			
道府県 の種類	地方団体 の種類	経費の種類	測定単位
雇用対策費	地域経済・ 人口	測定単位	単位費用
円	一人につき 一、五三〇	円	円

第六条 平成二十七年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)			
道府県 の種類	地方団体 の種類	経費の種類	測定単位
雇用対策費	地域経済・ 人口	測定単位	単位費用
円	一人につき 二、三三〇	円	円

第六条の二 平成二十六年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

測定単位の数値の算定の基礎

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十九条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額

千円

表示単位

市町村	地域経済・人口	一人につき	一、四一〇
雇用対策費			

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参照して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(平成二十七年度及び平成二十八年度 の各年度分の交付税に係る基準

財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十七年度及び平成二十八年度 の各年度分の交付税に

限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十七年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成二十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一一兆五千九百二十三億千六百九十八万二千円に当該道府県の控除前財

市町村	地域経済・人口	一人につき	一、七〇〇
雇用対策費			

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参照して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度分の交付税に係る基準

財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度分の交付税に

限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十六年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成二十七年度及び平成二十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一一兆三千百一億千七百二十九万八千円に当該道府県の控除前財

源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二	一兆九千三百二十六億五千百二十六万八千円	に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額	2
三	平成二十六年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値	一 平成二十六年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値	一 平成二十六年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値
四	平成二十五年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値	二 平成二十五年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値	二 平成二十五年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値
五	平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値	三 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値	三 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値
六	平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値	四 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値	四 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

(削除)

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（平成二十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 平成二十七年度分の交付税に限り、各地方団体に対しても交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一一イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法及び国

則第六条の一の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（平成二十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 平成二十六年度分の交付税に限り、各地方団体に対しても交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一一イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法及び国

有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）
、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十号、震災特例法）
、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）

有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）
、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号、震災特例法）
、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）

の施行による法人の道府県民税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行による不動産取得税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

の施行による法人の道府県民税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法

平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法

、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところ

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法

、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところ

により算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成

二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法

平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法、施行による法人の市町村民税に係る平成二十七年度の東日本大震災に

係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による固

定資産税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定

方法の特例）

により算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成

二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法

平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法、施行による法人の市町村民税に係る平成二十六年度の東日本大震災に

係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による固

定資産税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定

方法の特例）

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団

体に対して交付すべき平成二十七年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成二十七年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一條 平成二十七年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十七年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項

に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五万六千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十七年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十七年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十七年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十八年度における交付等)

第十二条 平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十

体に対して交付すべき平成二十六年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適當でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成二十六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一條 平成二十六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十六年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第四条第一項

に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百四十九億七千七十七万円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額及び同項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百四十九億七千七十七万円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十六年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十六年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十六年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十七年度における交付等)

第十二条 平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十

七年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十七年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年度分として交付すべき交付税の額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十八年度分の交付税の総額に加算して交付する場合においては、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十八年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十五に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十八年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の五に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十七年度及び平成二十八年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災

六年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十六年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十七年度分の交付税の総額に加算して交付する場合においては、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十七年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十七年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十六年度及び平成二十七年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災

に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、「第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「平成二十七年度にあつては同年度の特別交付税額を、平成二十八年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十二条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、同条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、
第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「
特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処す
る等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律
(平成二十三年法律第四十一号) 第一条に規定する震災復興特別交付税の
額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税
の総額」とあるのは「平成二十六年度にあつては同年度の特別交付税の
総額から附則第十一條に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額を
平成二十七年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条
第一項の規定により加算された

平成二十六年度震
災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又
は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十
三条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と
、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項
」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五
条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成二十七年度及び平成二十八年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

(平成二十六年度及び平成二十七年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 平成二十七年度及び平成二十八年度における第十六条第一項の規

第十四条 平成二十六年度及び平成二十七年度における第十六条第一項の規

定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十七年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一條に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額のうち平成二十六年度において交付された額を控除した額」と、平成二十八年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額のうち平成二十七年度において交付された額を控除した額」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地 方 団 體 の 種 類	經費の種類
二 土木費	一 警察費	測定単位
警察職員数	一人に	単位費用
つき	八、四八一、〇〇〇 円	

定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十六年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一條に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額のうち平成二十五年度において交付された額を控除した額」と、平成二十七年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額のうち平成二十六年度において交付された額を控除した額」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地 方 団 體 の 種 類	經費の種類
二 土木費	一 警察費	測定単位
警察職員数	一人に	単位費用
つき	八、五二六、〇〇〇 円	

										1 道路橋り よう費	
										2 河川費	
										3 港湾費	
る外郭施設	漁港における延長	る係留施設	漁港における延長	る外郭施設	港湾における延長	る係留施設	港湾における延長	河川の延長	道路の延長	道路の面積	千平方
トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	き	一キロ	一キロ	一五一、〇〇〇
	六、〇〇〇			一〇、八〇〇			六、二一〇	二七、八〇〇	一六八、〇〇〇	一、九三一、〇〇〇	

										1 道路橋り よう費	
										2 河川費	
										3 港湾費	
る外郭施設	漁港における延長	る係留施設	漁港における延長	る外郭施設	港湾における延長	る係留施設	港湾における延長	河川の延長	道路の延長	道路の面積	千平方
トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	き	一キロ	一キロ	一五一、〇〇〇
	五、八六〇			一〇、九〇〇			六、〇六〇	二七、七〇〇	一六二、〇〇〇	一、九二二、〇〇〇	

の 幼児、児	私立の学校	の学生の数	校及び大学	高等専門学	人口	5 その他の 教育費	学校費	4 特別支援 教職員数	費	3 高等学校 教職員数	2 中学校費 教職員数	1 小学校費 教職員数	三 教育費 土木費	4 その他の 人口	の延長
つ き	一 人に	二七九、 五〇〇	つ き	二一四、 〇〇〇	一 人に	一、 九三〇	つ き	二、〇九八、 〇〇〇	六、 一一八、 〇〇〇	五八、 九〇〇	六、 六六五、 〇〇〇	六、 二六五、 〇〇〇	六、 一三三、 〇〇〇	一、 四三〇	つ き

の 幼児、児	私立の学校	の学生の数	校及び大学	高等専門学	人口	5 その他の 教育費	学校費	4 特別支援 教職員数	費	3 高等学校 教職員数	2 中学校費 教職員数	1 小学校費 教職員数	三 教育費 土木費	4 その他の 人口	の延長
つ き	一 人に	二七六、 一〇〇	つ き	二三〇、 〇〇〇	一 七年〇	つ き	二、一三二、 〇〇〇	六、 一二六、 〇〇〇	六〇、 五〇〇	六、 七一二、 〇〇〇	六、 二七一、 〇〇〇	六、 一三七、 〇〇〇	一、 四七〇	つ き	

費		費		費		費		費		費		費	
2 林野行政		1 農業行政		5 産業経済費		4 高齢者保健福祉費		3 衛生費		2 社会福祉		1 生活保護	
面積	公有林野の面積	林野の面積	公有以外の面積	農家数	人口	上人口	七十五歳以上人口	六十五歳以上人口	人口	人口	人口	町村部人口	の数
タール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	戸	人	人	人	人	人	人	人	人	童及び生徒
一五、二〇〇	四、七八〇	一一〇、〇〇〇	四八〇	一〇三、一〇〇	一四、九〇〇	一三、五〇〇	九、二五〇						

費		農業行政費		産業経済費		労働費		高齢者保 健福祉費		衛生費		社会福祉費	
面積		公有林野の 面積		林野の面積		農家数		人口		上人口		六十五歳以 下人口	
タール 一ヘク につき		タール 一ヘク につき		タール 一戸に つき		一人に つき		一人に つき		一人に つき		一人に つき	
四 厚生労働費		1 生活保護 費		2 社会福祉 費		3 衛生費		4 高齢者保 健福祉費		5 労働費		1 農業行政 費	
童及び生徒 の数		町村部人口		人口		人口		一人に つき		一人に つき		一人に つき	

八 償還費	七 災害復旧費										六 総務費		4 商工行政		3 水産行政	
	3 地域振興費	2 恩給費	1 徵稅費	費	4 商工行政	費	3 水産行政									
年度から平 つき	昭和五十九 年	還金 千円に 八〇〇	係る元利償 た地方債に は許可を得 いて同意又 め発行につ に充てるた 業費の財源 災害復旧事 つき 千円に 九五〇	人口 者数 につき 一人に 六二五	恩給受給権 につき 一人に 一〇三、 〇〇〇	世帯数 につき 一世帯 六、〇六〇	人口 につき 一人に 二、〇八〇	水産業者数 につき 三一一、 〇〇〇								

八 償還費	七 災害復旧費										六 総務費		4 商工行政		3 水産行政	
	3 地域振興費	2 恩給費	1 徵稅費	費	4 商工行政	費	3 水産行政									
年度から平 つき	昭和五十八 年	還金 千円に 八〇〇	係る元利償 た地方債に は許可を得 いて同意又 め発行につ に充てるた 業費の財源 災害復旧事 つき 千円に 九五〇	人口 者数 につき 一人に 六二八	恩給受給権 につき 一人に 一二四、 〇〇〇	世帯数 につき 一世帯 六、一七〇	人口 につき 一人に 二、〇九〇	水産業者数 につき 三二三、 〇〇〇								

費の財源に 係る事業 補正予算等	において國の の各年度に 六年度まで	ら平成二十 度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か	平成十一年 元利償還金 方債に係る 可された地 め発行を許 に充てるた 業費の財源 等に係る事 の補正予算 において國 での各年度
千円につき			

五五

費の財源に 係る事業 補正予算等	において國の の各年度に 五年度まで	ら平成二十 度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か	平成十一年 元利償還金 方債に係る 可された地 め発行を許 に充てるた 業費の財源 等に係る事 の補正予算 において國 での各年度
千円につき			

五五

九 地方税減収 補填債償還費									
充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た									
地方債の額 地方税の減 收補填のた 度から平成 め平成六年 までの各年 二十六年度 度において 特別に發行 意又は許可 を得た地方 債の額									
つき 千円に									

一四

九 地方税減収 補填債償還費									
充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た									
地方債の額 地方税の減 收補填のた 度から平成 め平成五年 までの各年 二十五年度 度において 特別に發行 意又は許可 を得た地方 債の額									
つき 千円に									

二四

三七

得た地方債	又は許可を ついて同意	について発行に おいて発行に ついて	各年度にお けるため当該 の財源対策	十六年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 の財源対策	から平成二 千円につき	地方債の額	許可された 別に発行を において特	度から平成 十二年度ま での各年度 において特	度から平成 度から平成 度から平成 度から平成 め平成六年 十二年度ま での各年度 において特	例対策のた つき	臨時財政特 例対策のた つき	臨時財政特 例対策のた つき	臨時財政特 例対策のた つき	

二 | 三 | 三三 |

得た地方債	又は許可を ついて同意	について発行に おいて発行に ついて	各年度にお けるため当該 の財源対策	十五年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 の財源対策	から平成二 千円につき	地方債の額	許可された 別に発行を において特	度から平成 十二年度ま での各年度 において特	度から平成 度から平成 度から平成 度から平成 め平成五年 十二年度ま での各年度 において特	例対策のた つき	臨時財政特 例対策のた つき	額	た地方債の	十一	臨時財政

五四 | 三三 |

十二 債償還費	個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度 から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため當 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の 額	個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度 から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため當 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の 額
十三 臨時税収	個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度 から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため當 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の 額	個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度 から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため當 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の 額
債のため平 つき	千円に つき	千円に つき

一九

六四

一九

六五

—

六五

—
○
—

六五

		市町村			
		一 消防費	二 土木費	1 道路橋り	よう費
道路の延長	道路の面積	人口	債務の額	意又は許可を得た地方	について同費用に充てるため発行等に要する
ルメート一千キロ	ルメート一千キロ	千平方	つき	一人につき	年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する
一九〇、〇〇〇	七六、六〇〇	一一、三〇〇	円		

5 下水道費	4 公園費	3 都市計画費	2 港湾費
人口	面積 都市公園の 千平方 メートル	人口 域における につき 人一人	人口 の延長 る外郭施設 の延長 漁港における の延長 る係留施設 の延長 漁港における の延長 る外郭施設 の延長 港湾における の延長 る係留施設 の延長 港湾における の延長 トリー
九四	三六、三〇〇	五三三	九四二
九四	六、二一〇	一〇、九〇〇	二六、五〇〇

	6 土木費	三 教育費	1 小学校費	2 中学校費	3 高等学校	費	4 その他の教育費
幼稚園及び	人口	児童数	小学校費	中学校費	高等学校	費	人口
一人につき	つき	一人につき	一学級につき	一人につき	一人につき	生徒数	学校教職員数
一人につき	つき	一人につき	一校につき	一人につき	一人につき	学校数	学校員数
三六六、〇〇〇	五、〇六〇	七三、一〇〇	六、七八〇、〇〇〇	九、一二六、〇〇〇	一、〇〇八、〇〇〇	四一、三〇〇	九、二三八、〇〇〇

行政費	2 費 林野水産	1 農業行政	五 産業経済費	5 清掃費	4 健福祉費 高齢者保	3 費 保健衛生	2 費 社会福祉	1 費 生活保護	四 厚生費	もの数	就学前子ども	園の小学校	認定こども	幼保連携型		
											人口	人口	人口	人口	つ	
産業の従業	林業及び水															
つき	一人に	つき	一戸に	つき	一人に	つき	一人に	につき	一人に	つき	一人に	につき	一人に	つ		
	二五〇、〇〇〇		七九、六〇〇		五、〇七〇		九〇、三〇〇		七〇、一〇〇		七、九〇〇		一〇、五〇〇		九、五二〇	

行政費	2 費 林野水産	1 農業行政	五 産業経済費	5 清掃費	4 健福祉費 高齢者保	3 費 保健衛生	2 費 社会福祉	1 費 生活保護	四 厚生費	もの数	児														
											農家数	人口	上人口	七十五歳以	上人口	六十五歳以	人口	人口	市部人口	人口	市部人口	人口	人口	つ	
産業の従業	林業及び水																								
つき	一人に	つき	一戸に	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	つき	一人に	につき	一人に	につき	一人に	つ							
	二五四、〇〇〇		八〇、四〇〇		五、〇四〇		八八、三〇〇		六九、三〇〇		七、五八〇		二〇、五〇〇		九、三〇〇										つ

行政費	2 費 林野水産	1 農業行政	五 産業経済費	5 清掃費	4 健福祉費 高齢者保	3 費 保健衛生	2 費 社会福祉	1 費 生活保護	四 厚生費	もの数	就学前子ども	園の小学校	認定こども	幼保連携型									
産業の従業	林業及び水																						
つき	一人に	つき	一戸に	つき	一人に	つき	一人に	につき	一人に	つき	一人に	につき	一人に	つ									
	二五四、〇〇〇		八〇、四〇〇		五、〇四〇		八八、三〇〇		六九、三〇〇		七、五八〇		二〇、五〇〇		九、三〇〇								

者数	人口	1 徴稅費	2 戸籍住民 基本台帳費	3 地域振興 費	七 災害復旧費	六 総務費	3 商工行政 費
た地方債に は許可を得 て同意又 いて発行につ め発行につ め充てるた 業費の財源 災害復旧事 業費の財源 に充てるた 災害復旧事 業費の財源 につき 千円に つき 一平方 キロメ ートル につき 一人に つき 一世帯 につき 一籍に につき 一世帯 につき 一、三三〇	一人に つき 四、五四〇	一、二二〇	一、八三〇	一、〇四三、〇〇〇	九五〇	九五〇	九五〇

八〇〇

八〇〇

八 辺地対策事 業債償還費	九 補正予算債 償還費	九 年度から平 成十 年 度 ま での各 年 度 にお いて国 の補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 發 行 を 許 可 さ れ た 地	九 還 金 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 發 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 得 た 方 方 債 に 係 る 元 利 債 還 金 昭 和 五 十八 年 度 か ら 平 成 十 年 度 ま で の 各 年 度 お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 發 行 を 許 可 さ れ た 地	九 千円に つき
辺地対策事 業債償還費	辺地対策事 業債償還費	方債に 係る元利債 還金	方債に 係る元利債 還金	千円に つき

八〇〇

八〇〇

十 補填債償還費										元利償還金
二十六年度	度から平成 め平成六年	収補填のた 地 方 税 の 減	地方債の額	許可を得た て同意又は 発行につい 充てるため	費の財源に に係る事業	おいて国 の各年度に 補正予算等	六 年 度 ま で	十 六 年 度 か ら 平 成 二 十	十四 年 度 ま で及 び平成 十 四 年 度 か ら平 成 一 年	
千円に つき										千円に つき

二四 五四

十 補填債償還費										元利償還金
二十五年度	度から平成 め平成五年	収補填のた 地 方 税 の 減	地方債の額	許可を得た て同意又は 発行につい 充てるため	費の財源に に係る事業	おいて国 の各年度に 補正予算等	五 年 度 ま で	十 六 年 度 か ら 平 成 二 十	十四 年 度 ま で及 び平成 十 四 年 度 か ら平 成 一 年	
千円に つき										千円に つき

二四 五四

別に発行を において特 での各年度	十二年度ま 度から平成 め平成六年	例対策のた 臨時財政特 例債償還費	十一 臨時財政特 例債償還費	までの各年 度において同 意又は許可 を得た地方				債の額	特別に發行 について同 意又は許可 を得た地方	度において 特別に發行	
				度において 特別に發行	同意又は許可 を得た地方	特別に發行	度において 特別に發行				
つき 千円に											

三三

別に発行を において特 での各年度	十二年度ま 度から平成 め平成五年	例対策のた 臨時財政特 例債償還費	十一 地域財政特 例債償還費	までの各年 度において同 意又は許可 を得た地方				債の額	特別に發行 について同 意又は許可 を得た地方	度において 特別に發行	
				度において 特別に發行	同意又は許可 を得た地方	特別に發行	度において 特別に發行				
つき 千円に											

三三

三六

十二 財源対策		債償還費	地方債の額	許可された
から平成二十六年度ま	から平成二十六年度ま	十六年度ま	十六年度ま	十六年度ま
から平成十	度まで及び	から平成八年	度まで及	き
平成十	度まで及び	ら平成八年	度まで及	き
から平成六	度まで及び	成六年度か	度まで及	き
から平成十	度まで及び	等による平	度まで及	き
から平成十	度まで及び	る特別減税	度まで及	き
から平成十	度まで及び	村民税に係	度まで及	き
から平成十	度まで及び	個人の市町	度まで及	き
から平成十	度まで及び	の額	度まで及	き
から平成十	度まで及び	又は許可を	度まで及	き
から平成十	度まで及び	得た地方債	度まで及	き
から平成十	度まで及び	ついて同意	度まで及	き
から平成十	度まで及び	いて発行に	度まで及	き
から平成十	度まで及び	各年度にお	度まで及	き
から平成十	度まで及び	の財源対策	度まで及	き
から平成十	度まで及び	のため当該	度まで及	き
から平成十	度まで及び	地方債の額	度まで及	き
から平成十	度まで及び	許可された	度まで及	き

三四

—
—
—

十三 財源対策	地方債の額 千円につき	許可された
債償還費		
十五年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	から平成二 千円につき	
個人の市町 村民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び から平成十 年平成年度	十四 減税補填 債償還費	
千円につき		

三四

五三

六五

五三

六五

五三

から平成二十六年度までの各年度において特に起こすこととされた地方債の額	から平成二十六年度までの各年度において特に起こすこととされた地方債の額	震災全国緊急防災施策等債償還費	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	度までの各年度における度までの各年度から平成二十六年	度までの各年度における度までの各年度から平成二十三年	千円につき
を得た地方意又は許可について同一のため発行する費用に充て等に要する急防災施策震災全国緊急防災施策等債償還費	て東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	度までの各年度における度までの各年度から平成二十六年	度までの各年度における度までの各年度から平成二十三年	の額	の額	から平成二十六年度までの各年度において特に起こすこととされた地方債の額

一〇三

から平成十五年度までの各年度において特に起こすこととされた地方債の額	から平成十五年度までの各年度において特に起こすこととされた地方債の額	震災全国緊急防災施策等債償還費	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	度までの各年度における度までの各年度から平成二十五年	度までの各年度における度までの各年度から平成二十三年	千円につき
を得た地方意又は許可について同一のため発行する費用に充て等に要する急防災施策震災全国緊急防災施策等債償還費	て東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	度までの各年度における度までの各年度から平成二十五年	度までの各年度における度までの各年度から平成二十三年	の額	の額	から平成十五年度までの各年度において特に起こすこととされた地方債の額

一〇三

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	地 団 体 の 種 類	方	
面積	人口	面積	人口	測定単位
つき 一平方キロ メートルに	一人につき 二、四六七、〇〇〇 人	つき 一平方キロ メートルに	一人につき 一、二六九、〇〇〇 人	單位費用
二、四六七、〇〇〇 人	二〇、一八〇 円	一、二六九、〇〇〇 人	一一、一二〇 円	

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	地 団 体 の 種 類	方	
面積	人口	面積	人口	測定単位
つき 一平方キロ メートルに	一人につき 二、四八九、〇〇〇 人	つき 一平方キロ メートルに	一人につき 一、二七七、〇〇〇 人	單位費用
二、四八九、〇〇〇 人	一九、九八〇 円	一、二七七、〇〇〇 人	一〇、八六〇 円	

八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあっては二十八兆九千百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成二十八年度	四千億円
平成二十九年度	五千億円
平成三十一年度	六千億円
平成三十二年度	七千億円
平成三十三年度	八千億円
	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかるわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 平成二十七年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかるわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあっては二十八兆九千百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成二十七年度	三千億円
平成二十八年度	四千億円
平成二十九年度	五千億円
平成三十一年度	六千億円
平成三十二年度	七千億円
平成三十三年度	八千億円
	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかるわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 平成二十六年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかるわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十七

年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額に二千七百億円を加算した額から同項第七号に掲げる額を減額した額とし

、平成二十八年度から平成三

十九年度までの各年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額

とする。

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十一億円

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十六

年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に八千百億円を加算した額から同項第八号に掲げる額を減額した額とし、平成二十七

年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三

十九年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十一年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十二年度にあつては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額とする。

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十七年度	三千九百二十六億円

年 度	金 額
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十一年度	三千三百六十七億円
平成三十二年度	二千九百六十一億円
平成三十三年度	二千五百三十三億円

平成三十四年度

平成三十五年度

平成三十六年度

平成三十七年度

平成三十八年度

平成三十九年度

平成四十年度

平成四十年度

平成四十一年度

平成四十二年度

(削除)

千六百五十五億円

千二百十六億円

八百三十三億円

五百二十四億円

二百八十四億円

百三十二億円

三十九億円

十二億円

五億円

平成三十四年度

平成三十五年度

平成三十六年度

平成三十七年度

平成三十八年度

平成三十九年度

平成四十年度

平成四十一年度

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十八年度から

交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十七年度分の

平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八

百十一億千九百万円

三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から

平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百

八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措

置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

千六百五十三億円

千二百十四億円

八百三十一億円

五百二十一億円

二百八十億円

百二十八億円

三十五億円

八億円

平成三十四年度

平成三十五年度

平成三十六年度

平成三十七年度

平成三十八年度

平成三十九年度

平成四十年度

平成四十一年度

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十八年度から

交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十八年度から

平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八

百十一億千九百万円

三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から

平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百

八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措

置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、

第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、

当該年度における道路交通法第百二十八条第一項（同法第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るもの）を含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていらない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成二十七年度においては、地方公共団体金融機関法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

（交付税特別会計の歳入及び歳出の特例）

第十一條 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借り入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等

当該年度における道路交通法第百二十八条第一項（同法第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るもの）を含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていらない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

（交付税特別会計の歳入及び歳出の特例）

第十一條 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借り入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等

の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第百二十九条第四項の規定による返還金、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支払金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出とする。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の収入は交付税特別会計の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

3 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

（財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例）

第十二条の三 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第百二十九条第四項の規定による返還金、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支払金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出とする。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の収入は交付税特別会計の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

(傍線部は改正部分)

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>(公営競技を行う地方公共団体の納付金)</p> <p>第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成三十一年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。</p> <p>(平成二十六年度から平成二十八年度までの間における地方債の特例等)</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十六年度から平成二十八年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p> <p>2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準</p>	<p>(公営競技を行う地方公共団体の納付金)</p> <p>第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成二十七年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。</p> <p>(平成二十六年度から平成二十八年度までの間における地方債の特例等)</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十六年度から平成二十八年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p> <p>2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準</p>

財政需要額に算入するものとする。

財政需要額に算入するものとする。

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部改正（附則第五条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。	1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。
2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。	2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
附則第十二条の三の次に次の二条を加える。 (外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等)	附則第十二条の二の次に次の二条を加える。 (外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等)
第十二条の四 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第一条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。	第十二条の三 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てことができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。
2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、 外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。	2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、 外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならぬ。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもつて表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならぬ。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもつて表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。